

【有害物質 28項目】

水質汚濁防止法施行令

(カドミウム等の物質)

第2条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒素及びその化合物
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二-ジクロロエタン
- 十四 一・一-ジクロロエチレン
- 十五 一・二-ジクロロエチレン
- 十六 一・一・一-トリクロロエタン
- 十七 一・一・二-トリクロロエタン
- 十八 一・三-ジクロロプロペン
- 十九 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
- 二十 二-クロロ-四・六-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)
- 二十一 S-四-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン及びその化合物
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ふつ素及びその化合物
- 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 二十七 塩化ビニルモノマー
- 二十八 一・四-ジオキサン